

各種制度の 説明書

この「各種制度の説明書」は、解約等の各種ご請求に際して必ず「各種制度」をご確認いただくためのものです。

ご請求前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、ご請求ください。

大切な保障を継続させることが可能な各種制度（制度の利用には一定の要件があります）

「契約者貸付」

- ご契約を解約することなく、まとまった資金や現在のご契約の保険料を用立ていただくことができます。
- ご契約の解約返戻金（還付金）額の一定範囲内で、必要な資金を一時的にお借りいただけます。
- 現在のご契約は、そのまま継続します。
※貸付金返済前に基本契約の保険金を支払う場合は、貸付金および利息を控除します。
- 保険料の変更はありません。

「保険金額の減額変更」

- 現在のご契約の保険期間は変えずに、基本契約の保険金額または特約の保険金額を減額することができます。（図1）
※保険料額は減額されます。
- 基本契約の保険金額または特約の保険金額を減らすことにより、ご希望の保険金額に設定することができます。
- 現在のご契約は、保険金額が減額された状態で継続します。
- 減額後の保険料を払い込みいただきます。
※保険料率などの変更はありません。
- 特約が付加されている場合は、基本契約の保険金額の減額変更により、特約の保険金額も減額されることがあります。（図2）

図1 現在のご契約 → 変更後のご契約



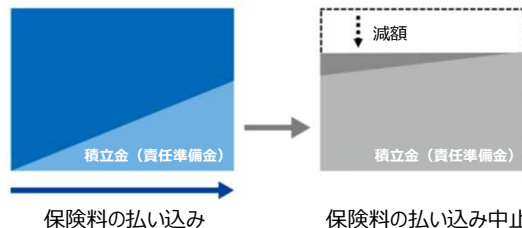
図2 基本契約の減額変更 → 同時に特約も減額



「保険料払済契約への変更」

- 現在のご契約の保険期間は変えずに、保険料の払い込みを中止することができます。（図3）
※保険金額は減額されます。
※特約が付加されている場合は、特約の保障がなくなる場合があります。
- 保険料の払い込みを中止する方法です。保険金額は、変更時の解約返戻金（還付金）に基づき、減額されます。
- 現在のご契約は、保険金額が減額された状態で継続します。
- 契約変更後の保険料の払い込みはありません。

図3 現在のご契約 → 変更後のご契約



新たな保険契約にご加入する予定のお客さまへのご案内（制度の利用には一定の要件があります）

※解約等することなく保障を見直す方法がございますので、詳しくは担当者にお尋ねください。「保障をご継続いただくために」を用いてご説明させていただきます。

「条件付解約・契約変更」

- 現在のご契約と新たなご契約が途切れることなく、ご契約内容の見直しをすることができます。
- 新たなご契約の成立を条件として、現在のご契約を解約または契約変更する方法です。現在のご契約に返戻金（還付金）がある場合、返戻金（還付金）をお受け取りいただけます。
- 新たなご契約が成立した場合、現在のご契約は消滅し、保障はなくなります（条件付契約変更の場合は、変更の効力が発生します。）。なお、新たなご契約が成立しなかった場合、現在のご契約はそのまま継続します。
- 新たなご契約の契約日における保険料率、被保険者の年齢・性別などにより再計算した新たなご契約の保険料を払い込みいただけます（条件付減額変更の場合、現在のご契約の保険料の一部を引き続き払い込みいただけます。）。

「保険契約の全部転換」（養老保険から終身保険に保障を見直す場合）

- 現在のご契約（転換前契約）と新たなご契約（転換後契約）が途切れることなく、ご契約内容の見直しをすることができます。転換後契約には、保険金のお支払いなどに関する特別取扱いがあります。
- 現在のご契約（転換前契約）は消滅しますが、返戻金のお受け取りではなく、積立金（責任準備金）を新たなご契約（転換後契約）に引き継ぐ方法です。
- 転換後契約が成立すると、転換前契約は消滅します（転換後契約が成立しない場合、転換前契約は継続します。）。
- 転換前契約の積立金（責任準備金）を転換価格として転換後契約の一部に充当します。転換後契約のうち、保険料の払い込みが必要な部分の保険料は、転換後契約の契約日における保険料率、被保険者の年齢・性別などにより再計算します。

「特約のみの転換」

- 現在の特約（転換前特約）と新たな特約（転換後特約）が途切れることなく、特約（入院特約・医療特約（無配当先進医療特約（無解約返戻金型）を除きます。））の保障内容の見直しをすることができます。転換後特約には、特約保険金のお支払いなどに関する特別取扱いがあります。
- 現在の特約（転換前特約）は消滅しますが、返戻金のお受け取りではなく、積立金（責任準備金）を新たな特約（転換後特約）に引き継ぐ方法です。
- 転換前特約以外の部分はそのまま継続します（転換後特約が成立しない場合、転換前特約は継続します。）。
- 転換前特約の積立金（責任準備金）を転換価格として転換後特約の一部に充当します。転換後特約のうち、保険料の払い込みが必要な部分の保険料は、転換後特約の契約日における保険料率、被保険者の年齢・性別などにより再計算した転換後特約の保険料を払い込みいただけます。
※転換前特約以外の部分は変更ありません。

※ 満70歳以上のお客さまからの解約等のお手続きの場合は、登録ご家族さま、被保険者さま、または保険契約者さまに、お手続き内容をご確認いただく案内書を送付することがあります。